平成２６年（フ）第７１号
福島県いわき市常磐水野谷町東９番地の10
破産者　高橋　高士（旧姓村上）
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第６９０号
神奈川県横須賀市武１丁目28番１号
破産者　飯島　哲夫
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９１号
神奈川県横須賀市武１丁目28番１号
破産者　飯島　公子
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４３９号
横浜市中区福富町東通３番地６　関内ハイム502号室
破産者　嶋津　賢彦
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７３３号
神奈川県鎌倉市常盤67番地１　パープルタウン201
破産者　澤井　英紀
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７６３号
横浜市神奈川区三ツ沢南町21番18号　メゾン三ツ沢１―203号
破産者　松村　明孝
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８０１号
横浜市南区二葉町１丁目１番地30　モルゲンロート吉野町801
破産者　今泉美惠子
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８４０号
横浜市鶴見区市場上町４番13号　ハーミットクラブハウスクラーネ103
破産者　石井　紀広
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８５９号
横浜市都筑区南山田１丁目３番７―503号
破産者　小迫　奈美
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８９１号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上775―26若葉寮303、住民票上の住所横浜市西区浜松町８番11―201号
破産者　嶋津　幸子
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９５９号
横浜市保土ケ谷区天王町２丁目42番地２　天王町団地３棟711号
破産者　田中　哲治
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４８号
静岡市駿河区下川原２丁目12番Ｄ―201号、旧住所静岡市駿河区中吉田16番31号
破産者　田中イヨ子
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８３号
広島市西区南観音８丁目５番14―506号
破産者　上野　隆由
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７８号
広島市安佐北区小河原町226番地39
破産者　中山　淳彦
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０１号
宮城県栗原市鶯沢南郷佐野28番地２　市営佐野住宅２号、開始決定時の住所宮城県栗原市築館字留場中田206番地
破産者　門傳　　直
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
宮城県大崎市古川諏訪２丁目４番11号、従前の住所宮城県大崎市古川清滝字明神165番地８
破産者　加藤　宗男
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
群馬県太田市新田大町747番地７
破産者　松島　國雄
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３４５号
名古屋市名東区香坂1706番地　トーコービル302号
破産者　丹下　豊康
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部